

- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
May 12,2005
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Regional & Planning Division,
Department of Regional & Development
Prefectural Office of Kumamoto 6-18-1 Suizenji,Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture,862-8570 Japan
Phone:096-383-1111 Ext.3083

登 載 依 頼

熊会公告第174号

次のとおり警察職員の独身寮の用途に供するための住宅の賃貸人を募集します。
平成17年4月1日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 募集の内容
熊本県警察に勤務する職員の独身寮の用途に供するための賃貸人を募集するもの。
- 2 賃貸人の応募資格
熊本県警察本部から概ね直線距離で5km未満の圏内で、1棟(ワンルームマンション形式50戸)で、かつ、募集説明書に示す条件の住宅を賃貸できる者。
- 3 手続等
 - (1) 事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部会計課住宅係(施設管理室)
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 2268
 - (2) 募集説明書及び申込書の交付
 - ア 期間
平成17年4月1日(金)から同年4月14日(木)までの県の休日を除く毎日、午前10時から午後5時30分までとする。
 - イ 場所
(1)の部局とする。
 - ウ 方法
無料で直接交付する。
 - (3) 申込書等の受付
 - ア 期間
平成17年4月15日(金)から同年4月21日(木)までの県の休日を除く毎日、午前10時から午後5時30分までとする。
 - イ 場所
(1)の部局とする。
 - ウ 方法
直接

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第3号

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(熊本県文化財保護指導委員設置規則の一部改正)

第1条 熊本県文化財保護指導委員設置規則(昭和52年熊本県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条の2」を「第191条」に改める。

(熊本県埋蔵文化財取扱規則の一部改正)

第2条 熊本県埋蔵文化財取扱規則(平成12年熊本県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第57条の3第1項」を「第94条第1項」に改める。

第3条中「第57条の6第1項」を「第97条第1項」に改める。

第4条中「第58条の2第1項」を「第99条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第5条中「第99条第1項第6号」を「第184条第1項第6号」に改める。

(熊本県出土文化財取扱規則の一部改正)

第3条 熊本県出土文化財取扱規則(平成12年熊本県教育委員会規則第11号)の一部を

次のように改正する。

第1条中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第58条の2第1項」を「第99条第1項」に、「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に、「第64条第3項」を「第106条第3項」に改める。

第6条中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第58条の2第1項」を「第99条第1項」に改める。

第8条中「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に改める。

第10条中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第58条の2第1項」を「第99条第1項」に改める。

第11条中「第64条の2第1項」を「第107条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第13号

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第6号（道路交通法第94条、第101条、第101条の2、第101条の2の2、第104条の4及び第107条の7に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年4月1日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1の(1)を次のように改める。

(1) 運転免許証の更新及び特例更新

ア 優良運転者講習の受講対象者

場 所	期 日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	日曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から 同 10 時 30 分まで 午後 1 時 00 分から 同 3 時 00 分まで
住所地を管轄する警察署 (熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から 同 11 時 30 分まで 午後 1 時 00 分から 同 4 時 30 分まで

(注) 優良運転者講習とは、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する優良運転者に対する講習をいう。

イ 一般運転者講習及び違反運転者等講習の受講対象者

場 所	期 日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	日曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から 同 9 時 30 分まで 午後 1 時 00 分から 同 2 時 00 分まで
住所地を管轄する警察署 (熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から 同 11 時 30 分まで 午後 1 時 00 分から 同 4 時 30 分まで

(注) 一般運転者講習及び違反運転者等講習とは、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する一般運転者及び違反運転者等に対する講習をいう。

ウ 高齢者講習の受講対象者

場 所	期 日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	日曜日から金曜日まで	午前 10 時 00 分から 同 11 時 00 分まで 午後 2 時 00 分から 同 3 時 00 分まで
住所地を管轄する警察署 (熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から 同 11 時 30 分まで 午後 1 時 00 分から 同 4 時 30 分まで